

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年7月1,3日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|--------|--|------|------------------------|
| 1 | 1号機 | 原子炉建屋天井クレーンの点検時、走行レールスパンに許容値外れが認められたため、対応検討 | D | |
| 2 | 1号機 | 開閉所碍子洗浄送水ポンプ（B）において、モータファンとファンカバーに接触が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 3 | 2号機 | 計装用空気系空気貯槽圧力指示計（P I - 5 5 - 3 3）において、当該計器へのサポート追加検討依頼があったため、サポートの追加を検討 | 対象外 | |
| 4 | 2号機 | 所内ボイラ二重扉において、ロック機構の動作不良が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 5 | 2号機 | 主復水器細管洗浄装置（A 1）ボール回収器ドレン弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 6 | 3号機 | 可燃性ガス濃度制御（B系）ブロワ入口流量変換器（F T - 2 8 - 2 B）計器均圧弁の点検時、シートリークが認められたため、当該弁を修理 | D | 7月1日審査分 |
| 7 | 3号機 | 中央制御室操作盤（9-45）内の点検時、ヒューズホルダに破損（2箇所）が認められたため、当該ヒューズホルダを交換 | D | |
| 8 | 3号機 | 流量計ループ構成計器間の整合性確認作業において、給水流量変換器のI D Sとメーカー見解書に不整合が認められたため、調査及び対応検討 | B | 6/29区分Ⅱ-N0. 1 関連不適合 |
| 9 | 3号機 | 流量計ループ構成計器間の整合性確認作業において、排ガス系のサンドフィルタ入口流量計流量変換のI D Sとメーカー計算書に不整合が認められたため、調査及び対応検討 | B | 6/29区分Ⅱ-N0. 1 関連不適合 |
| 10 | 4号機 | 協力企業の工場閉鎖に伴う移転統合の際、溶接事業者検査における品質管理体制の変更の有無等に確認不足があったため、対応検討 | C | |
| 11 | 4号機 | タービン補機冷却水系熱交換器（B）の入口ドレン弁（V-37-165）において、シートリーク（鉛筆芯1本）が認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 12 | 5号機 | 移動式炉内計装系駆動装置記録計の点検時、記録ストッカー留めピンに外れが認められたため、当該留めピンを取付け | D | |
| 13 | 5号機 | 廃棄物処理系使用済樹脂貯蔵タンク入口弁（A O - 2 0 - 3 1 1）において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 14 | 6号機 | 中央制御室漏えい検出盤（C P - 3 2）において、「東側屋外トレンチ（油、スチーム処理建屋側）」の警報発生が認められたため、当該検出器を点検・清掃 | D | |
| 15 | 6号機 | 廃棄物処理建屋廃液濃縮器（B）の起動時、復水器レベルゲージ下部付け根部よりリーク（1滴/2秒）が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 16 | 集中環境施設 | 雑固体廃棄物減容処理建屋放射線モニタ監視ユニット（B）において、指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該ユニットを点検・修理 | D | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|-------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで